

厚生労働省より日本商工会議所経由で各地の商工会議所会員事業所宛に下記依頼文が届いておりますのでご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

日本商工会議所会頭

岡村正殿

新型インフルエンザ対策については、格段のご配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、国内において新型インフルエンザが発生し、新型インフルエンザ対策行動計画(新型インフルエンザ計画及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議平成21年2月改定)における第二段階(国内発生早期)となり新型インフルエンザ対策本部幹事会において別添の「確認事項」が決定されたところです。

この「確認事項」の三(五)において保育施設等の臨時休業とともに、「従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について、事業者に対し、配慮を行うよう要請する。」と決定されたところです。

つきましては、保育施設等の臨時休業により、育児や介護のために休まざるを得なくなった従業員について、本人の申し出に基づいて特別休暇を与えるなどの配慮をおこなうことについて、特段の配慮をお願いいたします。

平成21年5月16日

厚生労働省

雇用均等・児童家庭局長

村木厚子

社会・援護局長

阿曾沼慎司

老健局長

宮島俊彦